

## ○ 恵庭市広告掲載基準

### (趣旨)

第1条 この基準は、恵庭市広告掲載要綱（以下「要綱」という。）第3条第2項の規定に基づき、広告掲載の基準について、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この基準における用語の意義は、要綱に定めるところによる。

### (基本的な考え方)

第3条 広告媒体に掲載する広告は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならぬ。

- (1) 信用性と信頼性を確保できるもの
- (2) 社会的に信用度が高く、公序良俗に反しないもの
- (3) 市民に不利益を与えない中立性のあるもの
- (4) 内容及び表現が前各号にふさわしいもの

### (広告掲載の基準)

第4条 次の各号に掲げる業種及び事業者の広告は、広告掲載の対象としない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）  
第2条第1項に規定する風俗営業等を営む者又はこれらに類する事業を営む者
- (2) 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業を営む者
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により再生手続を開始している者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により更生手続を開始している者
- (5) 法令等に基づく許可等を受けていないものその他法令等に違反した行為を行っている者
- (6) 過去5年間に行政機関、公的機関等から悪質な行為等により許可の取消し、指名競争入札等の指名停止を受けた者
- (7) 市税を滞納している者

(8) 前各号に定めるもののほか、市長が適当でないと認める者

2 次の各号に掲げるものは、広告掲載の対象としない。

(1) 人権侵害、差別及び名誉毀損を引き起こすおそれのあるもの

(2) 他を誹謗中傷又は排斥するもの

(3) 公の選挙、政党若しくは政治団体又は政治活動に関するもの

(4) 宗教団体による布教活動を目的とするもの

(5) 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わし、又は不安を与えるおそれのあるもの

(6) 青少年保護及び健全育成の観点から適當でないと認められるもの

(7) 前各号に定めるもののほか、社会通念上適當でないと認められるもの

(広告に関する景観上の基準)

第5条 広告の内容、デザイン等が次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載としない。

(1) 彩度の高い色、原色、金銀色を広範囲に使用するもの

(2) 景観と著しく違和感があるもの

(3) 内容、意味が不明であるもの

(ホームページに関する基準)

第6条 市のホームページに広告を掲載する場合にあっては、リンクしているその広告主のホームページについても、前2条の規定を準用する。

(業種ごとの基準)

第7条 広告掲載とする業種ごとの基準については、別表に定めるところによる。

(補則)

第8条 この基準に規定するもののほか、広告掲載の基準については、募集するときに広告媒体ごとに定める。

## 附 則

この基準は、平成19年4月1日から実施する。

## 附 則

この基準は、平成21年11月11日から実施する。

別表（第7条関係）

業種ごとの広告不掲載とする基準

業種の名称	不掲載基準
1 人材募集広告	(1) 人材募集に見せかけて、売春等の勧誘やあっせんの疑いのあるもの (2) 人材募集に見せかけて、商品、材料及び機材の売りつけや資金集めを目的としているもの
2 学習塾等	(1) 実績に基づかない合格率等を掲載しようとするもの (2) 学習塾等の名称のみで、実態がないもの (3) 安易さや授業料又は受講料の安価さを強調するもの
3 資格講座	(1) 資格講座の募集に見せかけて、商品、材料等の売りつけや資金集めを目的としているもの (2) 国家資格に関する講座で、その講座を受講するのみで資格取得ができるように誤解させるもの (3) 国家資格でない講座をあたかも国家資格のように誤解させるもの (4) 受講費用を公的給付でまかなえるように見せかける等当該受講費用に関し誤解を与えるおそれのあるもの
4 病院、診療所及び助産所	(1) 医療法（昭和23年法律第205号）第6条の5又は第6条の7の規定以外のもの (2) 提供する医療の内容が他の医療機関と比較して優良である旨をことさら強調するもの (3) 提供する医療の内容に関し、虚偽又は誇大な広告をしようするもの

5 あん摩マッサージ、はり・きゅう師、柔道整復師	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第7条又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第24条の規定以外のもの
6 薬局、薬店、医療品、医薬部外品、化粧品及び医療器具（健康器具、コンタクトレンズ等）	事業者が、当該事業者を所管する自治体で了承を得ている以外のもの
7 健康食品、保健機能食品、特別用途食品等	事業者が、当該事業者を所管する自治体及び消費者庁で了承を得ている以外のもの
8 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定するサービスその他高齢者福祉サービス	提供サービスに関し、誤解を招くような表現をしているもの
9 不動産業	(1) 「不動産の表示に関する公正競争規約」の表示規制に違反しているもの (2) 契約を急がせるような表現をするもの
10 旅行業	登録番号、所在地及び補償の内容を明記していないもの
11 雑誌、週刊誌等	(1) 青少年保護及び性犯罪防止の観点から、性的な表現、写真等を掲載しようとするもの (2) 客觀的事実に基づかないものを掲載しようとすることにより、人権、プライバシー侵害等が発生するおそれのあるもの (3) 公の秩序や善良な風俗に反するもの

1 2 映画、興行等	(1) 暴力、とばく、麻薬及び売春などの行為を助長するような内容のもの  (2) いたずらに性的好奇心をあおるような内容のもの
------------	---

<備考> その他の事項については、次のとおりとする。

- 1 割引価格を表示する場合は、元の価格を表示させること。
- 2 比較広告する場合は、客観的事実に基づき行うものであること。
- 3 責任の所在、内容及び目的を明確にしているものであること。
- 4 肖像権又は著作権等の侵害がないこと。
- 5 アルコール飲料に関するものは、未成年者の飲酒禁止を明確に表示させること。